

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

もしものときの資金調達
しっかりサポートします。

取引先の
倒産!

安心サポート宣言

掛金の10倍の範囲内で

最高8,000万円まで貸付け

貸付条件は **無担保・無保証人**

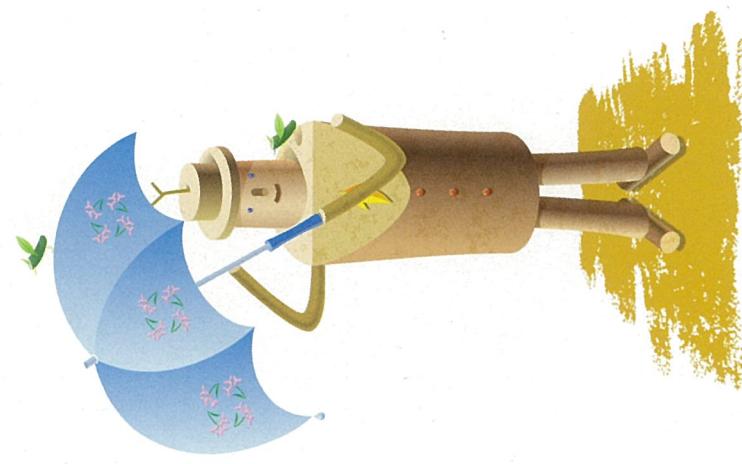
掛金の積立限度額は**800万円**

掛金月額の上限は**20万円**

掛金は**損金または必要経費に**

償還期間は**貸付額に応じて設定**

早期完済時は**早期償還手当金を支給**



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になつた場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Q1 ほんとうに安心なの?

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約46万社が加入され、貸付累計件数約27万件、貸付累計額は約1兆9千億円にのぼっています。

Q2 どんな企業が加入できるの?

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行つている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチコーエ製造業ならびに工業用ベルト製造業除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
企業組合、協業組合		
事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行つている組合		

Q5 どんなときに貸付けを受けられるの?

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となつたときに貸付けが受けられます。
※貸付けは受ける際の注意点については、裏面を参照

Q6 どれだけの貸付けを受けられるの?

「回収困難となつた売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいすれが少ない額となります。
※貸付けを受ける際には、「倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q7 共済金の貸付条件は?

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(位置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの?

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となつた場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります。
※詳しくは、裏面を参照

Q3 毎月の掛金はどのくらいなの?

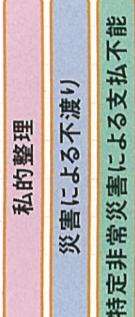
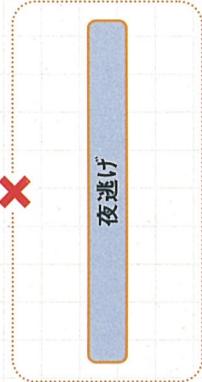
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛け金は、掛け金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛け金総額の40倍に達した後は、掛け金の掛け止めできます。また、掛け金の前納もできます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの?

掛け金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。
※個人事業の場合は、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛け金の必要経費としての算入が認めませんのでご注意ください。

■共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)の取引停止処分、災害によるでんさい(でんさいネットが登録する電子記録債権)の支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



共済金の貸付け額は、回収困難となつた売掛金債権等の額と掛け金総額(前納掛け金を除く)の10倍に相当する額のいすれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

※「掛け金総額」とは、納付した掛け金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

○既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額

○償還期日を3か月以上経過した共済金での償還額または未償還額等5,000万円の焦げつきが発生した場合

○償還期日を5か月経過した共済金での未償還額または未償付金の額は、未償付に充てられた掛け金の額

○倒産の発生日の前日の6か月前から、貸付け請求があつた日までの間の掛け金月額の増額部分

○倒産の発生日の翌日以後に納付した掛け金のうち、2か月を超える延滞があつたものの合計額

●貸付額(上限)の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭った場合

例2 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭った場合

例3 掛金総額100万円×10倍

例4 共済金貸付額の上限1,000万円

掛け金総額から500万円が控除

従つて、掛け金総額の残高は300万円

●償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間がかわります。

貸付額	償還期間※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※)償還期間には保証期間 6か月を含みます

●早期償還手当金は、次の条件下すべて該当する共済契約者に支給されます。

○繰上償還によって当初の約定期満了日よりも、12か月以上早く完済していること。

○完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。

○繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。

※早期償還手当金の額は、「共済金の額(貸付額)×早期償還月数別の手当金率」で計算します。

●解約と解約手当金

共済契約の解約

○任意解約

○機構解約

○みなし解約

解約手当金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます(掛け金納付月数が12か月未満の場合は、解約手当金の額は、掛け金納付された月数に右表の率を乗じて得た額となります)。解約手当金の額は、支給されません)。契約者が12か月以上の掛け金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させせるものに限る)、事業全部譲度のときは、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときはは解約になりません)



Q9 掛金は掛け捨てなので?

12か月分以上掛け金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛け金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

※個人事業の場合は、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛け金の必要経費としての算入が認めませんのでご注意ください。

掛け金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

ご加入いただく前に読みください。

●取引先事業者の「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。

○破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、または、特別清算開始の申立てがされること。

(この場合の「倒産」発生日は開始決定日ではなく、申立て日となります。)

○手形交換所または、でんさいネットに参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。

(この場合の「倒産」発生日は取引停止処分日となります。)

○債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の「倒産」発生日は、通知がされた日となります。)

○甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること、または、でんさいが「災害による支払不能」となること。(この倒産発生日は当該手形等の手形交換日(展示日または、でんさいの支払期日))

○特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことによって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。

(この場合の「倒産」発生日は通知がされた日となる。)

なお、「後逃げ」は倒産には含まれません。

●「売掛金債権等」とは、売掛金債権及び前渡金返還請求権をいいます。

回収が困難となった売掛金債権等の類いわゆる被書類とは、契約者と倒産した取引先事業者との取引によって生じた売掛金債権、前渡金返還請求権のうち、回収が困難なもの額をいいます。したがって、一般消費者に対する債権は対象となりません。

また、商品又は役務の取引に該当しない売掛金債権、融通手形に基づく債権などは、回収が困難となつても、被書類には含まれません。

●次のような場合、共済金の貸付けを受けることができます。

○取引先事業者の「倒産」発生日が、契約の日から6か月未満に生じたとき。

○取引先事業者の「倒産」発生日までに、6か月分の掛け金を納付していないとき。

○共済金の貸付け請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後にされたとき。

○契約者が貸付け請求時点で中小企業者でないとき。

○貸付け請求額が、取引先の月間の総取引額の20%に相当する額のいすれか少ない額に達しないとき。

○契約者が貸付け請求時点に自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。

○契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。

○倒産した取引先事業者に対し売掛け金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者は、重大な過失があったとき(取引先の倒産を十分に予知した上で売掛け金を累増する場合、取引先事業者の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等)。

○上記のほか、共済金の貸付けを受けるための取引先事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。

●取引事業者に対する売掛け金債権等が生じないのが一般的である業種(一般消費者を取引先とする事業者、金銭業者及び不動産販賣業者など)については通常、貸付けの対象となりませんので、加入にあたってはご留意ください。

制度の詳しい内容については「**経営セーフティ共済 制度のしおり**」をご覧ください。
なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入の申込みは?

中小機構ホームページのご案内

中小機構のホームページで、共済に関するよくあるお問い合わせや手続きの流れについても説明しております。

経営セーフティ

検索

取扱機関名

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日 9:00~18:00

経営者の退職金
ゆとりある生活を応援する安心の共済です。

小規模企業共済制度